

認定事業場 取得支援



認定事業場での豊富な業務経験を有するコンサルタントがご支援します!

航空法改正(予備品証明制度の廃止に伴う制度改正)により、原則として認定事業場が製造及び修理・改造をしかつ基準適合性を確認した装備品等でなければ航空機に装備することができなくなりました。これにより該当する認定事業場の取得が必要となります。

<支援内容>

- ▶ 認定事業場の取得に必要な検査制度全般の構築をご支援します。
- ▶ 企業様の状況に適した「業務規程」や「細部規定」類の作成をご支援します。

